

(様式第4号)

神科・豊殿地域協議会 会議概要

1	審議会名	第3回 神科・豊殿地域協議会
2	日時	令和3年6月22日(火) 午前(後)7時00分から午前(後)8時30分まで
3	会場	豊殿地域自治センター(農村環境改善センター) 多目的ホール
4	委員出席者	浅川玲子委員、上原豊和委員、篠田正行委員、杉崎千代委員、高野亜矢子委員、竹内親吾委員、中村幸博委員、橋詰和政委員、堀田芳子委員、堀善三郎委員、柳澤明德委員、柳澤正敏委員、柳澤幹夫委員、山寄康示委員、渡邊久子委員、渡辺洋美委員 16人
5	市側出席者	依田センター長、馬場館長、腰原主査、木角係長
6	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
7	傍聴者	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	令和3年6月29日 作成部局課名 上田地域自治センター(豊殿地域自治センター)

協議事項等

- 1 開会(依田センター長)
- 2 あいさつ(中村会長)
- 3 協議事項
 - (1)「住民支え合いマップ」の運用等について ~福祉課 小場補佐、社協職員から
 - ・ 災害時要援護者登録制度(住民支え合いマップ)の取組み等について福祉課・社協職員から資料に沿って説明
 - (2) 質疑応答
 - (委員) 自治会支援班に自治会員である消防団員が構成員の場合は情報提供出来るが、地域の消防団(自治会員ではない消防団員)には情報共有出来ないのか。
 - (委員) 上田市のマニュアルでは消防団は情報共有出来ないが、災害対策基本法によると消防機関・民生児童委員等避難支援関係者には情報提供可能となっている。消防機関は当然消防団も入っているから情報共有可能だと思う。
 - (福祉課) 消防団は消防機関には入っていない。消防機関とは消防署と広域消防本部で構成されている。
 - (委員) 県で調べると消防機関には消防団も入っていた。
 - (福祉課) 災害対策基本法は上田市なので県ではないので扱いが異なる。
 - (委員) 災害が発生した時に地域のことを一番把握しているのが消防団である。縦割りではなく横に情報提供を緩和してもらいたい。
 - (事務局) 福祉課での支え合いマップの現状取扱いについては、自治会支援班のなかに自治会員の消防団員を位置付けておけば情報提供可能とのこと。改善点あればそれを提言していけばよいと思うがいかがですか。
 - (委員) 自治会支援班のなかの消防団の位置づけはわかるが、自治会を超えた地域の消防団に情報提供できないことが問題である。いざという時に自治会長・民生児童委員が不在の場合はどうするのか。一番助けてくれる地域の消防団に情報提供して共有範囲を広げて支え合いマップを有効に使用すればよいのではないかと。あと1点確認だが、当初マップ作成の際に公民館に貼ってくださいと言われたが、今は掲示しないのか。
 - (社協) マップは公民館に掲示して関わる方全員と情報共有した方がよいという御意見もたくさんあったが、公民館となるとマップの閲覧範囲に位置付けられている方以外の目にもふれることになるため、掲示しない方向で、あくまでも閲覧範囲の自治会関係者のみとなる。
 - (委員) マップの取組手順として災害時要援護者登録制度への同意を得るため対象者へ通知する際に自治会員でない方にも通知するのか。自治会員以外の方に対象者として通知されても自治会で対応できない。

(福祉課) 福祉課で住所・年齢または介護度等をもとに台帳から抽出して自治会未加入の方にも送付する。もし未加入の方に制度登録の同意をいただいた際には福祉課が自治会と協議のうえ調整する。

(委員) 調整については市の方でしっかり対応してほしい。ところで、65歳以上の一人暮らしの人数は上田市で把握しているのか。

(福祉課) 高齢者介護課が台帳はもっているが、一人暮らしの方ご本人から申請に同意をいただかないと台帳登録されないので、正確な人数は把握していない。

(委員) 災害時要援護者制度対象者の方への通知文に登録の同意の際には自治会に加入するという一文を明記してほしい。どうしても自治会に加入されない方で申請書を登録して支援を依頼したい場合に民生児童委員、福祉推進委員は自治会役員ではなく市から委嘱されていることから自治会未加入の方の支援をする責任を負えるのか伺いたい。

(福祉課) 民生児童委員は国から、福祉推進委員は社協からの委嘱により就任されている。追加の一文については検討させていただく。

(委員) マップの更新について、状況が変化して新規に要援護者の対象になられた方には何月頃に登録申請書を通知するのか。

(福祉課) 自治会から更新したいと申し出があった時に随時対象者に送付している。

(委員) 大事なマップなので、年に1回福祉課から更新する期限を設けたうえで送付すれば自治会もマップを更新するのではないか。

(福祉課) 自治会に加入される方が年々減少するなか、自治会各々いろいろな事情があるので一括送付できないような現状である。

(委員) 災害時要援護者制度は80%以上の自治会で協定を結んで支援マップを作成されているとのことだが、緊急時、自治会内の要支援者を実際に助け合いできるようきっかけづくりが必要かと思われる。

(社協) 日頃、皆さんの見守り・支え合い活動を行うことが支援マップの目的で最終的には災害時の助け合いということになります。現在の豊殿地区支援マップの状況ですが、16自治会の全自治会がマップ協定を結んでいる。そのうち14自治会が完成している。作成後は更新がなかなか出来ないが、豊殿地区自治会はR2~3年度については8自治会が更新済である。豊殿まちづくり協議会の福祉部会でもマップ研修会の企画を行い、また、19号台風がきっかけでマップの必要性を感じ、マップ更新を積極的にされた自治会が多かったと思う。神科・豊殿地域は支え合いについて活発な地域なので、支援マップの更新を推進して協力していきたいと思う。

(委員) 先の話しのなかで自治会長が交替する度に協定を再締結するのかという質問が出たが、新規に三者協定を締結した際には当時の自治会長が自治会総会のなかで区民に了解を得て締結している。さらに自治会長、副自治会長、民生児童委員等が要援護者である対象者宅を訪問して了解を得ているため、その都度の締結は必要ないと思う。

(社協) 協定書を締結される自治会のほとんどが、役員だけでなく自治会内の総会のなかで区民の皆さんにお諮りいただき、また回覧・周知を行ってから協定を締結しているため、初回締結後、そのまま有効であるという経過である。

(会長) たくさんの貴重な御意見をいただいた。消防団との情報共有また要援護者登録制度の通知文中の追加の一文等について、提言にもっていくのかまた協議していきたい。

(3) その他

- ・南部地区図上訓練について講演会をお聴きするか→8月協議会で開催予定

4 その他

- ・上田市メールの登録について
- ・次回日程 7月15日(木) 場所は後日通知する

5 閉会(山寄副会長)